別図（十二）を別図（十三）とし、別図（四）から別図（十一）までを一図ずつ繰り下げ、別図（三）の次に次の一図を加える。

別図（四）（第二条関係）

シコルスキー式S－76D型

（前面図）　（左側面図）　（左側面図）　（下面図）

備考

（1）塗色区分は次のとおりとする。

	紺青色
	青色
	白色

（2）国籍記号、登録記号、庁名、番号及びコンパス章は紺青色とする。

（3）日の丸章は紺青色で囲み、白色地に赤丸のものとする。

第二条　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　684	同	ＪＡ　9684	を削り、
「	MH　910	シコルスキー式Ｓ－76Ｄ型	ＪＡ　910Ａ	を
「	MH　910	シコルスキー式Ｓ－76Ｄ型	ＪＡ　910Ａ	に改める。
「	MH　911	同	ＪＡ　911Ｂ	」

第三条　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　595	同	ＪＡ　9595	を削り、
「	MH　911	同	ＪＡ　911Ｂ	を
「	MH　911	同	ＪＡ　911Ｂ	に改める。
「	MH　912	同	ＪＡ　912Ａ	」

第四条　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　575	同	ＪＡ　9575	を削り、
「	MH　912	同	ＪＡ　912Ａ	を
「	MH　912	同	ＪＡ　912Ａ	に改める。
「	MH　915	同	ＪＡ　915Ａ	」

第五条　海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「	MH　619	同	ＪＡ　9619	を削り、
「	MH　912	同	ＪＡ　912Ａ	を
「	MH　912	同	ＪＡ　912Ａ	に改める。
「	MH　913	同	ＪＡ　913Ａ	」

附　則

この告示中、第一条の規定は平成二十七年二月二十五日から、第二条の規定は平成二十七年三月二日から、第三条の規定は平成二十七年三月九日から、第四条の規定は平成二十七年三月十三日から、第五条の規定は平成二十七年三月二十日から施行する。